

## 守秘義務の遵守に関する誓約書

令和 年 月 日

島根県知事 丸 山 達 也 様

住所又は所在地  
氏名又は商号  
代表者氏名  
担当者名

当社は、令和6年10月25日付けで公告のありました「議員パソコンシステム等賃貸借業務に係る提案競技」(以下「本提案競技」という。)への参加に関して、島根県より入手した情報の取扱いにつき、以下の各条項を遵守することを誓約します。

### 第1条(守秘義務)

- 1 本誓約書において情報とは、島根県から開示又は提供される本提案競技に関する書面、電子媒体、口頭によるものを問わない一切の情報をいう。
- 2 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は含まれないものとする。
  - (1) 島根県から開示又は提供された時点で既に公知となっていた情報。
  - (2) 島根県から開示又は提供された後、当社の責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
  - (3) 島根県から開示又は提供された時点で、既に当社が保有していた情報。
  - (4) 正当な権限を有する第三者から開示又は提供された情報。
  - (5) 島根県が秘密保持義務を課すことなく当社又は第三者に開示又は提供した情報。
  - (6) 法令又は行政機関の要請に基づいて開示又は提供された情報。
- 3 当社および当社の役員・従業員は、情報について厳に秘密を保持し、島根県の書面による同意なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならないものとする。
- 4 当社および役員・従業員は、自己の保有する財産的情報と同一の注意をもって、情報を管理し取り扱うものとする。
- 5 当社は、島根県の書面による同意を得て、必要な範囲で弁護士、会計士等(以下「被開示者」という。)に情報を開示することができるものとする。但し、当社及び島根県は被開示者が法令に基づく秘密保持義務を負っていないときには、本誓約書におけるものと同等の秘密保持義務を負わせるものとする。
- 6 本条の他の規定に関わらず、当社は、法令、裁判所の決定・命令、行政庁の命令において求められる限度において情報を開示ことができ、開示したことに関して島根県に対して何ら賠償責任その他の法的責任を負わないものとする。
- 7 当社は、情報の漏洩の事実又はそのおそれを知ったときは、直ちに島根県に報告し、損害が拡大しないよう努めるものとする。

### 第2条(有効期間)

本誓約書の義務は、本提案競技への応募後も有効に存続するものとする。

### 第3条(損害賠償)

万一、当社が第1条の守秘義務に違反して、島根県又は第三者に損害を被らせたときは、当社はその損害を賠償するものとする。

### 第4条(協議等)

- 1 本誓約書に定めなき事項及び本誓約書の各条項に関する疑義が生じた場合は、当社は、信義誠実の原則に基づいて島根県と協議し、解決を図るものとする。
- 2 本誓約書に関連して生じた一切の紛争に関して、前項の協議不調の場合には松江地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。
- 3 本誓約書は、日本法を準拠法として解釈されるものとすることに合意する。